

総務 都市整備にまちづくり交付金を活用

議案第十六号
平成十六年度一般会計
補正予算(第二号)

(提案理由) 本補正予算案

は、歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ五億二一五八万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を四七〇億一五二三万七千円にしようとするもの。

■委員 中央小学校の改修事業費が当初に予算化されていたと思うが、事業債に切りかえた理由は。

□当局 当初予算では一般財源とまちづくり交付金など、基本的には補助金を一部投与することを考え、事業費を確定していただいた。その後、県との交渉の中で、大規模改修に匹敵するというところで起債が獲得できたため、財源を振りかえさせていただいた。

■委員 起債は何年にわたるのか。

□当局 基本的には適債事業といっても、起債対象となる部分とならない部分がある。起債対象となる部分があるので、起債対象となり得る最大限の範囲で計上させていただいた。

■委員 住宅費補助金で、まちづくり交付金として一億四八〇〇万円が計上されているが、この事業内容は。

□当局 川崎重工工業株式会社の社宅買い取りや旧日光街道の舗装打ちかえ、市役所そのままバス停留所のスツール等の設置である。

■委員 地方交付税が減額になったために臨時財政対策債を増額したのか。

□当局 一億七〇〇〇万円の減額幅の充てんとして増額した。

■委員 臨時財政対策債の何パーセントを発行することになるのか。

□当局 発行枠が縮められる中、当初より見込みが少なくなつたため九十九・九%まで発行する。

■委員 まちづくり交付金事業のバス停留所ベンチ等設置工事で、ベンチを何カ所設置する予定なのか。

□当局 市役所のバス停留所にある既設シェルターの中にベンチを一基、立ち座りできるサポーターを一基、スツールという円柱のいすを一基設置する予定である。

◆本会議・全会一致で可決

環境経済

議案第一号
技能功労者表彰条例の制定

(提案理由) 行政改革大綱

に基づき附属機関に混同されやすいものの整理・合理化を図るため、野田市技能功労者選考委員会を新たに条例で設置し、地方自治法上の附属機関として位置づけようとするもの。

■委員 技能功労職種は技能功労者表彰要綱の「技能職種の範囲」で四十三職種と規定されているが、ふえる予定はあるのか。

□当局 新たに袋物職と漬物職が加わり四十五職種になる。

■委員 技能功労者の表彰は、公平性に十分配慮しなくてはならないと思うが、どのような団体や企業を選び、表彰者の推薦を依頼して、決定しているのか。

□当局 四十六団体ある技能職団体すべてに推薦書を送り、その団体から選出された十名の選考委員によって、推薦された者の中から表彰者を選出している。

■委員 技能功労者表彰要綱では、委員会の構成は十

五名ということで市側委員の枠が五名入っていたと思うが、条例では削られている。市側の委員の枠があつたことはそれなりの理由があると思うが、なぜこの規定が削られたのか。

□当局 今までは選考委員のほかに、専門的な意見を求められる場合があり、市側の委員もいたが、附属機関の長の諮問に必ずという性格をかながみて、市側の委員を入れることは適当ではないということで規定から削除した。

■委員 市側の委員が入っていた方が、公平性が担保されるのではないか。

□当局 特別土地保有税審議会、予防接種健康被害調査委員会は、国等からの通知の中で条例を定め、委員会を設置し、その中に市の職員を置くとなっている。技能功労者表彰条例については、国等からの通知がなく、市が最終的に表彰者を決めていくので、公平性の観点から市側の委員が入っていくことへの誤解がないように整備した。

◆本会議・全会一致で可決

技能功労者表彰条例を制定

文教福祉

養護老人ホーム楽寿園の一部を特養に転換

議案第五号
複合老人ホームの設置
及び管理に関する条例
の制定

(提案理由)

養護老人ホーム楽寿園の一部を特別養護老人ホームに転換し、複合老人ホーム「野田市楽寿園」とするとともに、地方自治法第二四四条の二第三項の規定による指定管理者を指定する手続として必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするもの。

■委員 現在、四十八名の入所ということだが、介護度別の人数は。

□答弁 要介護四が二名、要介護三が二名、要介護二が四名、要介護一が十二名という状況である。

■委員 介護度に合わせて対応しているということだが、どのような対応をとっているのか。

□答弁 基本的には養護老人ホームは介護施設とは異なり、元氣老人と言われている方の中に介護を受けている方が入居し、その中で職員は対応している。

■委員 複合老人ホームになると、介護を受けている方は特別養護老人ホームに移行することになるのか。
□当局 介護度の高い方から移行することで考えており、特別養護老人ホームへの移行については十五名を見込んでいます。
■委員 どのくらいの介護度の方から、特別養護老人ホームに移行するのか。
□当局 要介護二以上の方については、特別養護老人ホームへ移行していただくことを考えています。
■委員 委託契約と指定管理者制度の大きな違いは。
□当局 管理委託者制度では公の施設を公共の利益のために多数の住民に均等に利用していただくため、受託主体の公共性に着目して公共団体や公共的な団体に委託をしていた。指定管理者制度では公の施設の管理に民間事業者が有する専門的な手法等を活用して、管理経費の削減と市民サービスの向上を考えてきた制度であり、これまで地方公共団体が持っていた管理権限を指定管理者に委任して行わせるという違いがある。
◆本会議・賛成多数で可決

議案第十号
都市公園設置及び管理に関する条例の一部改正

(提案理由) 関宿総合公園体育館が完成することに伴い、体育館を有料公園施設として位置づけ、施設の使用料を定めるとともに、あわせて用字用語等の整備をしようとするもの。

■委員

関宿総合公園体育館の稼働率と年間の維持管理費の見込みは。
□当局 稼働率は、総合公園体育館の利用者をもとに人口案分ということ、年間七〇〇〇回程度、人的には一六〇〇人程度の使用を見込んでいます。
ランニングコストについては精査をしていないが、三〇〇〇万円程度を見込んでいます。また、合併に伴う人員調整の中で、当分の間は管理を直営で行っていくように考えているが、最終的には経費も安上がりになるので委託にしていくことになると思う。

■委員 当初の概要では、一四〇台程度の駐車場を見込んでいたと思うが、利用開始時点で何台程度

の駐車場が確保されるのか。
□当局 駐車場の整備については、今後、九十五台を予定している。また、来年のインターハイに備え、仮設駐車場の整備もあわせて実施していく予定である。

■委員 他市の料金を調べると「他市の人」という設定がないように思うが、近隣市と比較して、料金体系をどのように考えているのか。
□当局 料金体系については、総合公園体育館が建設されたときの考えであると思うが、近隣市の状況を調べると、東葛管内では野田市と同じように「他市の人」を五割増しにしている市がほとんどである。
◆本会議・全会一致で可決

建設

関宿総合公園体育館の使用料を規定

議案第十号
都市公園設置及び管理に関する条例の一部改正



関宿総合公園体育館